

周南市高齢者プラン「第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」策定業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

令和5年1月6日

周南市長 藤井 律子



## 1 業務の概要

### (1) 業務名称

周南市高齢者プラン「第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」策定業務委託

### (2) 業務の目的

本業務は、老人福祉法に基づく「第10次老人保健福祉計画」及び介護保険法に基づく「第9期介護保険事業計画」をあわせて策定するものである。

今回の策定は、令和6年度から令和8年度までの3ヵ年計画である。

当市における高齢者に関する福祉・介護保険のニーズを的確に把握し、高齢者福祉、老人保健、介護保険等全般にわたる課題・問題点を抽出し分析することにより、地域の実情や特性を活かした計画を策定することを目的に実施するものである。

### (3) 業務内容 「仕様書」のとおり

### (4) 業務期間 契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

### (5) 履行場所 周南市内

## 2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出時点において、令和4・5年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）4調査・研究、（小分類）計画策定に登録されていること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 中間年納税状況等確認提出書の提出が必要な者にあつては、令和4年11月1日から令和4年11月30日までに提出し、受付が完了していること。
- (5) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

- (6) 参加表明書の提出時点で、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は、第 6 4 4 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく更生手続の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以降を審査基準とする経営事項審査を受け更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (7) 過去に高齢者福祉・障害者福祉・地域福祉などの福祉分野における市民の意識・ニーズ調査の業務委託及び計画策定等の支援業務の受託実績を有する者であること。

### 3 参加手続

(1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒745-8655 山口県周南市岐山通 1 丁目 1 番地  
周南市役所 こども・福祉部 高齢者支援課  
電話 (0834) 22-8467  
FAX (0834) 22-8251  
E-mail koreishien@city.shunan.lg.jp

(2) 実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法

周南市ホームページからダウンロードする。

URL <https://www.city.shunan.lg.jp/>

(3) 実施要領・仕様書等に係る質問書

ア 質問方法

質問書（様式 1）を電子メールにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。

イ 受付期間

令和 5 年 1 月 6 日（金）午前 9 時から令和 5 年 1 月 16 日（月）午後 5 時までとする。（ただし、受信確認は、土、日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。）

ウ 提出先及び受信確認先

(1) 示す場所とする。

エ 回答方法

令和 5 年 1 月 18 日（水）に周南市公式ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書の提出

ア 提出方法

郵送又は持参。

持参による場合は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。



イ 提出期限

令和5年1月19日（木）午後5時までとする。

ウ 提出場所

（1）に同じ。

エ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格確認結果を通知する。

（5）企画提案書等の提出

ア 提出期間

令和5年1月20日（金）から令和5年1月27日（金）午後5時までとする。

（受付時間帯は、土、日を除く午前9時から午後5時までとする。）

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 提出方法

郵送又は持参。

持参による場合は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。

郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

エ 提出部数

9部（正本1部、副本8部）

4 評価の手続き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の評価は、周南市が設置する「周南市高齢者プラン「第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」策定業務委託事業評価委員会」が行い、最も評価の高い事業者を受託候補者として選定する。

（1）第1次評価（書面評価）

企画提案書の提出者が5者以下の場合には、第1次評価は実施しない。

（2）第2次評価（プレゼンテーション・ヒアリング評価）

日程 令和5年2月7日（火）

5 契約方法

受託候補者と周南市との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

契約手続き及び契約書は周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）の定めるところによるものとする。

## 6 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
- (2) 次に該当する提案は無効とする。
  - ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
  - イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
  - ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
  - エ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
  - オ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
  - カ 見積金額が実施要領に示した事業規模（提案上限額）を超える場合
  - キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
  - ク 著しく信義に反する行為があった場合
- (3) 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。（市からの指示があった場合を除く。）
- (4) その他詳細は、実施要領による。